

議 案 目 次

令和3年矢巾町議会定例会9月会議

1. 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告について
2. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
3. 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
5. 議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
7. 議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
8. 議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
9. 議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
10. 議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
11. 議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
12. 議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
13. 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
14. 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

15. 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
16. 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
17. 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について
18. 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
19. 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
20. 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

報告第16号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

1 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.0	125.6
早期健全化基準	14.13	19.13	25.0	350.0

2 令和2年度決算に基づく決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏 名

年 月 日生

諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏名

年 月 日生

議案第65号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 <u>5月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第6期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第7期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第9期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第10期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第11期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>第12期 <u>翌年3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第6条 <u>保険料の算定の基礎に用いる町民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の総額を当該年度の納期の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において町長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年</u></p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>第6条及び第7条 削除</p>

度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、町長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税された者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されているとき又は当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項ただし書(同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する者(同法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。)であるときは、この限りでない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税された者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書が町長に提出されているとき又は当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項ただし書(同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する者(同法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。)であるときは、この限りでない。

附 則

(平成29年度における保険料率の特例)

第10条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 政令附則第20条第1項第6号に掲げる地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 82,000円

(7)～(10) 〔略〕

2 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第4条、第6条及び第7条の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成29年度における保険料率の特例)

第10条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 政令附則第20条第1項第6号に掲げる地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 82,000円

(7)～(10) 〔略〕

2 〔略〕

議案第66号

矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 <u>5月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第6期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第7期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第9期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第10期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第11期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>第12期 <u>翌年3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第4条の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第67号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

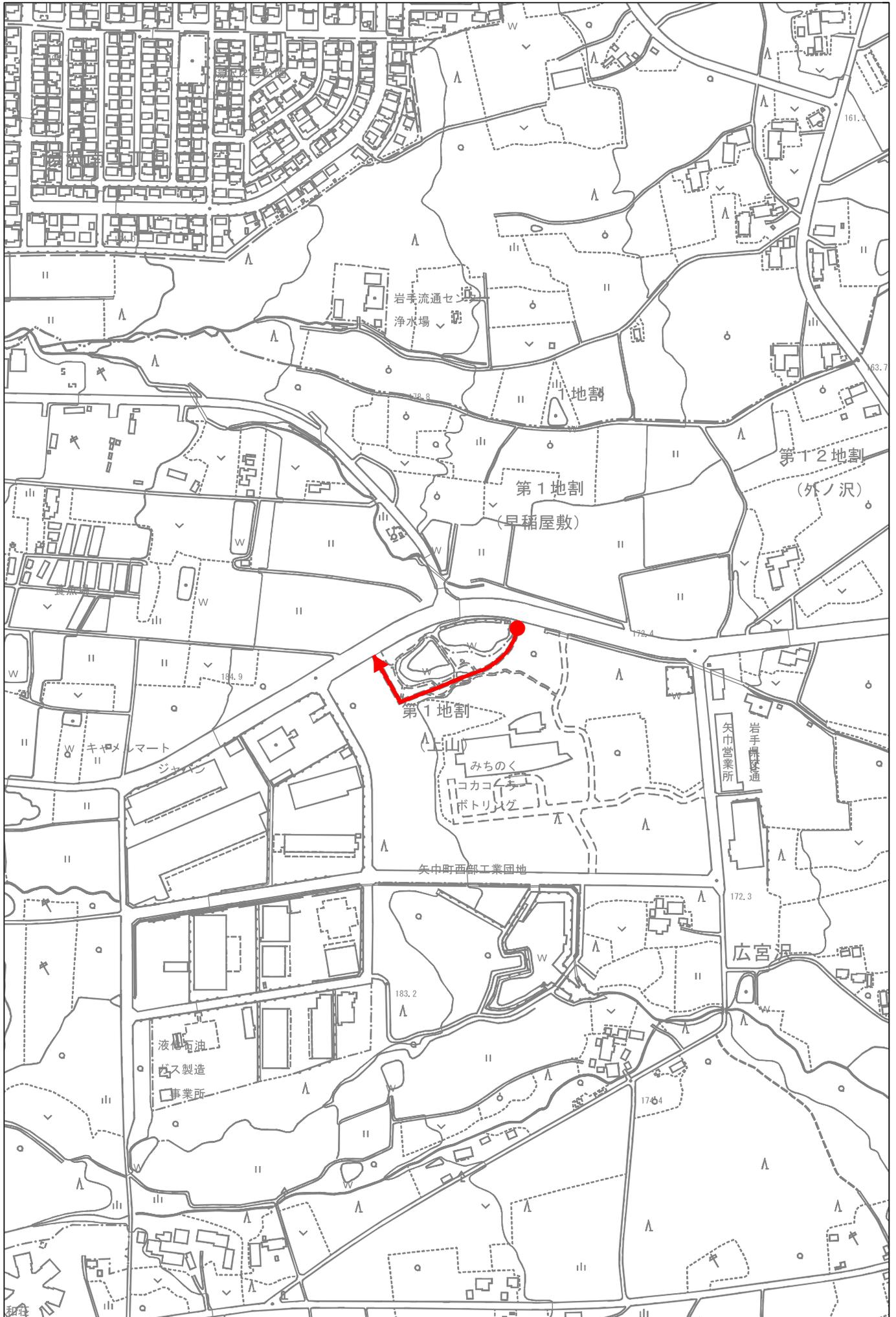
路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2766	西部工業団地3号線	広宮沢第1地割298番地先	広宮沢第1地割279番地先	210.0
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
合計					210.0



議案第74号

令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第75号

令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第76号

令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第77号

令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第78号

令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について

令和2年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第79号

令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	462,195,962 円
減債積立金への積立	309,846,531 円
資本金への組入	152,349,431 円

議案第80号

令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

令和2年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第 8 1 号

令和 2 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 未処分利益剰余金の額
1 7 5, 1 4 9, 1 1 5 円
- 2 処分の方法
減債積立金への積立として処分する。